加入区分•掛金•補償額 💵 P.2,P.3とを 合わせてご覧ください。

●団体活動を行う4名以上の方々でご加入ください。 加入区分 加入区分は加入者ごとに ご選択ください。年度途 加入対象者 補償対象となる団体活動(学校管理下を除く) 中での変更はできません 子ども スポーツ (中学生以下) 文化活動 地域活動 X ※特別支援学校高等部の 生徒を含む ▲ 64歳以下はC区分、65歳以上はB区分となります。 年齢の判断は、「令和4年4月1日」を基準とします。 64歳以下 運動競技および身体運動であって、心身の健全な発達を図るため スポーツ活動 にされるものをいいます。なお、次の活動もスポーツ活動となります。(危険度の高いスポーツ活動はD区分での加入となります。) (指導・審判を含む) ●各種体操、太極拳、ヨガなどのフィットネス ●各種ダンス、バレエ、阿波踊り、よさこい、よさこいソーラン、バト B ントワリング、カラーガードなどのダンス、踊り X ●ウォーキング、ハイキング、釣り、キャンプ、サイクリングなどの 65歳以上 大人 ●運動会, 球技大会など (高校生以上) 文化活動 ボランティア活動 地域活動 ※送迎中の自動車事故については、 賠償責任保険の対象となりません。 準備・片付け・応援・団体員の送迎 (2区分は65歳 \bigcirc X 以上の方も ▲ A2区分ではスポーツ活動(指導・審判を含む)中の事故は補償の対象となりません。 加入できます。 ダンス・踊り、ウォーキング等の野外活動はスポーツ活動となります。ボランティア、地域活動、団体 活動の支援であってもその活動にスポーツ活動が含まれる場合や、加入団体でのスポーツ活動中の事故を含めて補償を受けたい場合は、C区分、B区分またはD区分でご加入ください。 **危険度の高いスポーツ活動(指導・審判を含む)** ●山岳登はん(注1) ●アメリカンフットボール ●ボブスレー、リュージュ、スケルトン ●スカイダイビング ●航空機(グライダーおよび飛行船を除く。)の操縦 ●超軽量動力機(注2)、 全年齡 D ハンググライダー(注3)、ジャイロプレーンの搭乗 ●その他これらに類するスポーツ活動 (注1) 冬山登山、岩登り、沢登り、フリークライミング(スポーツクライミングを除く。) など特殊な技術と経験を 要するもの。(具体的には、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの) (注2) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート 型超軽量動力機を除きます。 (注3) パラグライダーの搭乗は、C区分またはB区分となります。 子ども A1区分の補償となる団体活動に加え、 AW (中学生以下) 個人活動も対象 ※特別支援学校 高等部の生徒を含む **NEW** CW C区分の補償となる団体活動に加え、 個 \bigcirc 64歳以下 個人活動も対象 WEB加入限定 活 大人 64歳以下はCW区分、65歳以上はBW区分と なります。 (高校生以上) NEW 年齢の判断は、「令和4年4月1日」を基準とします。 BW B区分の補償となる団体活動に加え、 OX 65歳以上 個人活動も対象 型 WEB加入限定

傷害保険 入・通院保険金は<mark>医療費の実費ではなく、</mark>下表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。(各自治体の助成等で治療費が かからない場合でもお支払いの対象となります。)手術保険金についてはP.4傷害保険[支払われる保険金](5)をご覧ください。

・賠償責任保険 <u>自動車事故によって賠償責任を負った場合は対象外となります。</u>R.5賠償責任保険「保険金が支払われない主な場合」(2)®をご確認のうえご加入ください。

中途加入・中途脱退の場合でも年間掛金を適用します。		傷害保険金額				98	
年間掛金 (1人当たり)	対象範囲	死亡	後遺障害 (最高)	事故の日からその日 入院 /1日目から/ 日額 (180日限度)	を含めて180日以内 通院 /1日目から/ 日額 (30日限度	賠償責任保険 支払限度額 ^(免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
800 _₽	団体活動中 と その往復中	2,000 万円	3,000 万円	4,000⊩	1,500⊩	対人・対物賠償 5 億円 合算1事故 (ただし、対人賠償は 1人 1億円)	180 ₅₇ н
1,850 _円	団体活動中 と その往復中	2,000 万円	3,000 5円	4,000⊩	1,500 _円	対人・対物賠償 5億円 合算1事故 (ただし、対人賠償は 1人 1億円)	180 _{万円}
1,200 _円	団体活動中 と その往復中	600 万円	900 5円	1,800 _円	1,000 _円	対人・対物賠償 5億円 合算1事故 (ただし、対人賠償は 1人 1億円)	180 ヵ円
800 _円	団体活動中 と その往復中	2,000 5円	3,000 5円	4,000 _⊞	1,500 _円	対人・対物賠償 5億円 合算1事故 (ただし、対人賠償は 1人 1億円)	180ля
11,000 _⊞	団体活動中 と その往復中	500 _{万円}	750 5円	1,800⊩	1,000⊩	対人・対物賠償 5億円 合算1事故 (ただし、対人賠償は 1人 1億円)	180 лн
1,450⊩	団体活動中 と その往復中	•	•	5,000 円 中毒の場合、保険金	2,000_円 顔はA1区分と同額	対人・対物賠償 5 億500万円 (ただし、対人賠償は 1人 1億500万円)	180万円
	上記以外	100_{万円} 熱中症およ	150 万円 び細菌性・ウイルス	1,000 円 へ性食中毒は対象と	500 円 なりません。	対人·対物賠償 合算1事故 500万円	対象外
4,850 _円	団体活動中 と その往復中	就業中(職務	3,150 _{万円} して団体活動の打 ・ウイルス性食中	5,000 円 音導にあたる場合な の場合、保険金額	2,000 円 ど)、熱中症 よC区分と同額	対人・対物賠償 合算1事故 (ただし、対人賠償は1人 1億500万円)	180 лн
	上記以外	100 万円 就業中、熱中症		1,000 円 パルス性食中毒は対	500 円 象となりません。	対人·対物賠償 合算1事故 500万円	対象外
5,000 _円	団体活動中 と その往復中	就業中(職務の		2,800 円 指導にあたる場合な の場合、保険金額		対人・対物賠償 5 億500万円 (ただし、対人賠償は 1人 1億500万円)	180 лн
	上記以外	100万円	150万円	1,000 円 イルス性食中毒は対	500⊨	対人·対物賠償 合算1事故 500 万円	対象外